

申楽談儀第23条「宝生の座と、うち入くあり」は誤り

田口和夫

やまたにみの大夫

「申楽談儀」第23条を出発点とする「伊賀観世系譜」をめぐって、梅原猛氏の挑発に応えた表章氏『昭和の創作「伊賀観世系譜」梅原猛の挑発に答えて』（ペリかん社、平成22）の書評を「楽劇学」第18号に書いた。表氏著は、表氏自身「絶対」と言い切る根拠を挙げて、「伊賀観世系譜」が昭和になってから作られた系図である事を論証している。その根拠は「やまた小みの大夫」（吉田本）である。吉田東伍氏が付した振漢字によれば「山田小美濃大夫」となる。久保文雄氏が「国語国文」（昭和32）、「国語と国文学」（昭和35年）に発表した二つの系図のいずれにも「山田猿楽族滅小美濃云人統」という注記が「家光」なる人物（観阿弥の養父とされる）に見える。この「小美濃」は吉田氏の申楽談儀紹介以来、はじめて知られるようになった人名で、「伊賀観世系譜」が成立したとされる江戸期には全く引かれる事の無いも

のであった。その「小」が実は「に」であったというのである。表氏は現存の「申楽談儀」諸本（瑞本・松井本・般若窟本・鴻山文庫本・春村本）の影印を掲出して、「尔」を崩した変体仮名の「に」である事を証したのである。香西精氏が久保文雄氏と交わした往復書簡（「観世」所載「書簡往復能のうぶ声」昭和34・11）は久保氏の二つの論文の中間という面白い時期のものである。これは久保氏論についての重要な批判となっていた。詳細は書評に記したが、香西氏も「山田にみの大夫」と読むべきもので「小美濃」をあてるのは、なお、いけないのではないですか」と述べられている。久保氏は、この抜本的な批判の意味に思いつかず、次の論を発表したのである。竹本幹夫氏「吉田文庫所蔵「申楽談儀」関係資料について」（「能と狂言」8、平成22・4）は、「申楽談儀」の伝本のうち「最も元能筆の原本に近」（表氏、岩波文庫解説）いと評価される堀本の「書き入れ」を一覧の形で示したも

のである。これは吉田氏の校異に「指摘漏れの分もかなり含む」というものだが、その「やまた小みの大夫」の部分には「二」とある。即ち、最善本の堀本は、まぎれる事なく「ヤマタニミノ大夫」であったと理解される。表氏はなぜか、この校異を見落とされて、論を展開され、正しい結論に到達された訳である。香西・表両氏の読みの正しさがこれで証明されたと言つてよいであろう。これは歴史の皮肉と言いたいところである。吉田氏が「二」の校異を採り漏らして「小美濃大夫」という架空の人物を生み出し、「伊賀観世系譜」の創作者がその誤りを受け継いだ故に、この系図が偽物であることが判明する。梅原氏もこれには反論できない筈である。出来すぎと言いたい程の展開だった。

はうしやうの座

前引香西氏の「返信」の重要部分は後に同氏「観阿弥生国論再検」（昭和49年、『世子参究』所収）に詳論されるが、「返信」に見えていながら、後に再論される事のなかった次の記述が心に留まった。

「はうしやう」「ほうしやう」と二様に出るのは不審、ハウ（開音）とホウ（合音）とは混同されないはず。漢字では「宝生」「法性（生）」と書いているが、宝、法ともに開・合両様の音があるので、迷いますね。し

かし、「法性」が仏教語で、「ホフシヤウ」と合音を取るべきでしょうから、「はうしやう」は誤りとすべきでしょう。「竹田の座・出合の座・宝生の座と、うち入りうち入りあり」は、能勢博士の、三座たがいに交渉をもって存在した」では不十分。「三座たがいに縁組み関係をもつて入り組んで存続している」と解すべきではないでしょうか。

第23段の「やまとたけたのさ、とあいのさ、はうしやうのさと、うち入／＼有(吉田本)に關するところである。「はうしやう」は『世阿弥 禅竹』でも同様の漢字を当て、現在の定説と言つてよいだろう。しかし、香西氏が誤写と判断してしまつた開合違反説にはあらためて耳を傾けるべきであると思う。「申樂談儀」のこの段の直前には「ほうしやう太夫」、この段でも後に「ほうしやう大夫」と表記しているのに、ここだけ「はうしやうのさ」とあるからである。この事については、落合博志氏「多武峰八講猿樂の資料その他」(『能と狂言』5号、平成19)に論があり、この第23条に見える猿樂座が「すべて地名が座名になっているのに対し、「宝生の座」だけが役者名を冠する形になっている」と指摘し、香西氏と同じく開合についての疑問から、「坊城の座」説を提起している。これは優れた見解であつて、「耳成山の南東から北方にかけてかつて「坊城

庄」という興福寺寺務領の莊園があつた」として、「仮に竹田を東(または南、北)竹田とすると、竹田・出合・坊城は近接した位置関係になる」と指摘される。私はこの落合説に賛同する。『国史大辞典』を引けば、

坊城庄 大和国十市郡の莊園。現在の橿原市十市町・葛本町・山之坊町付近。散在莊園。興福寺領。平安時代には雑役免莊で、十二町三段半。鎌倉時代以後同寺務領。また春日祭礼と十二大会料所としての進官莊でもあつた。

『鎌倉遺文古文書編』第二十卷第一五五九〇号「興福寺維摩会不足米餅等定」に興福寺の莊園が列挙されているが、その「大乗院御庄」の項に十市郡の「坊城庄」が見える。これは弘安八年書写の文書で、もとは正治二年(1200)のものである。山之坊が中心で古い莊園である。竹田の場所は従来の説では磯城郡田原本町西竹田(落合氏によれば橿原市になる)、出合の場所は橿原市出合とされているので、確かに近接している。

うちイロ／＼有

竹本氏による堀本「書き入れ」は、「うち入／＼有」の部分に「イロ」とある。「ウチイロ／＼有」という事になり、その結果、第23条のこの部分は、「大和、竹田の座、出合の座。坊城の座と、氏色々有」という本文にな

り、解釈が大きく変わる。ちなみに、世阿弥は「色々」という表現を普通に用いている。考えてみれば、第23段は、このように始まつていた。

一、やまとさるがくは、かうかつよりすぐにつたはる。あふみは、きのかみとて有し人のすゑ也。さてきうじ也。

なぜここで近江猿樂の事を持ち出したのか、この後はまた大和猿樂に話は戻るのである。私は「氏」の話から始めようとしたからだと考える。「大和猿樂は秦氏なんだ、近江は紀氏でね。そう言えば大和でも、竹田と出合と坊城と、氏は色々あるよ。」と世阿弥が語つたと解するのである。竹田は金春で秦氏、出合は観阿弥の兄生市が棟梁で、「申樂談儀」の系譜によれば、服部の流れだから平氏でよい事になる(そう言えば宝生も観世も平氏という事になるが)。坊城は秦でも平でもない別の氏を称していたという事になる。

従来の「うち入／＼有」の解釈は、能勢朝次氏が『世阿弥十六部集評解』で「中々其の意味が判明しない」と前置きしながら提出した「座衆の交流や、座同士の間戚関係など座の密接さを説くものが定説となつていたが、「氏色々有」に依れば、大和の猿樂座は、秦氏一色ではなく、実際には密接な関係にあつたにしても、氏起源としてはそれぞれ別の説を主張していた事になる。(文教大学名誉教授)